

**令和6年度**

**第21期第23回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和6年6月12日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和6年6月12日(水) 午前10時00分から10時20分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（大又川飛鳥五郷漁業協同組合）
- 2 議案2 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 小委員会の結果について
- 4 その他  
(1) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾 和 司	大瀬 公 司	垣 外 昇	中本 恵 二	笠見 和 彦
井上 亜 貴	加治佐 隆光	三 輪 理	河村 功 一	金 岩 稔

(※斜体字：Web出席)

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長	小林 智彦
主幹	藤原 正嗣
主査	葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産振興課)  
(養殖振興班)  
技師 宮崎 優太  
(三重県農林水産部水産資源管理課)  
(漁業調整班)  
主幹兼係長 林 茂 幸  
主任 福 田 遼

#### 傍聴者

なし

計 16 名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 23 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席はなし、Web での出席（三輪委員、河村委員）を含め全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、大瀬職務代理者、加治佐委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは議案 1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 6 月 3 日付け、農林水第 24-4076 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容は、知事に対し大又川飛鳥五郷漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

1 - 1 ページが諮問書になります。1 - 2 ページが今回の遊漁規則変更認可申請に係る改正の概要について取りまとめた参考資料です。詳細は 1 - 3 ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正する内容はアンダーラインを引いているところです。第 7 条に 1 - 2 ページの改正の概要の（1）が反映されています。改正の理由は大又川飛鳥五郷漁業協同組合では従来からあゆの友釣りの遊漁料を網の解禁日にあわせて変更しており、今年度の網の解禁日が 8 月 20 日となったため、その日にあわせて遊漁料を変更したいということです。

1 - 4 ページと 1 - 5 ページは、組合から県に提出された変更認可申請書と変更理由書です。

1 - 6 ページから 1 - 9 ページが行使規則です。今回委員会で諮問しているのは、遊漁規則ですが参考までに添付しています。今回の変更は、遊漁料の変更であるため行使規則の変更はありません。

1 - 2 ページの 2. 審査の内容としていますが、関係法令の抜粋を記載していますので参考にしてください。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○金岩委員

網の解禁日は、毎年変わるのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

毎年変わるわけではないと聞いています。

○金岩委員

そうですか。この網自体は遊漁の方でも認められているのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

遊漁の方では認められていません。

○金岩委員

解禁日は、行使規則には書かれないのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

そうですね。現在のところ行使規則では書かれていません。

○金岩委員

以後も結構変わるのであるならば、この期日を網の解禁日以降とかにした方がいいのではないかと思います。どれ位の頻度で変わるかにもよりますが。

○水産資源管理課（福田主任）

今のところすぐに網の期間を変更するという話は聞いていませんが、今後また網の期間を変更したいという話が出てきた場合には、遊漁規則の方で網の解禁日にあわせて遊漁料の変更をするといった、ある程度柔軟性を持たせた記載にするなど漁協に提案させていただきます。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご用意ください。

委員会指示につきましては、毎年この議案の際に委員会におきまして説明させていただいておりますが、2-5ページに参考として「委員会指示とは」を添付させていただいております。

2-8ページと2-9ページに漁業法の抜粋があります。今回は漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示を発動することについてご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病の有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。三重県内の天然水域では、平成16年5月以降確認されております。

2-3ページをご覧ください。平成15年11月に出された水産庁の通知に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の一環として、三重県内水面漁場管理委員会では平成16年度から継続して委員会指示を出し、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面、すなわち県内の河川等において、コイの持ち出し、放流等について制限しています。

発生状況について報告します。2-4ページをご覧ください。令和5年は全国で14件発生しています。近県では岐阜県、長野県、新潟県等で発生しているようです。

三重県内では、令和4年、令和元年など、散発的に発生する年もあり、まん延防止のため、委員会指示が引き続き必要ではないかと考えられます。

委員会指示の内容について、説明します。

2-2ページをご覧ください。

これは現在発動中の委員会指示の内容です。昨年5月の委員会において委員会指示の更新について可決していただき、令和6年7月8日までの委員会指示を発動しております。

指示の内容は、(1)持ち出しの制限、(2)放流等の制限となっております。

続いて2-1ページをご覧ください。

これは今年度の委員会指示案です。現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインのある部分です。告示番号は第2号、告示日は令和6年6月28日を今のところ予定しており、指示の期間は令和6年7月9日から令和7年7月8日までとしています。それ以外の変更はありません。

参考までに、昨年度の委員会指示の周知状況を申し上げます。県内の教育機関、釣り具店やペットショップ等に対して、コイヘルペスウイルス病に関するチラシの配布を行いました。その時に配布したチラシを2-6ページ、2-7ページに添付しております。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案2につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案2「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」は、原案どおり可決し、告示いたします。

それでは、報告事項1「小委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

4月23日に開催された委員会において、三重県内水面漁業協同組合連合会から要望のあった「あまご発眼卵放流に関する目標増殖量の取扱い」を審議するため、小委員会の設置と構成委員を決定していただきました。これを受けて、5月29日に大瀬小委員長、浅尾会長、井上委員、三輪委員、金岩委員5名全員出席のもと、小委員会が開催されました。

「三重県内水面漁場管理委員会運営規程」第10条に「小委員長は、小委員会が審議した事項について、経過及び結果を次回の委員会に報告する。」とありますので大瀬小委員長から本日、報告していただくことになります。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、「三重県内水面漁場管理委員会運営規程」第10条により、大瀬小委員長から報告をお願いします。

○大瀬職務代理者

5月29日に開催しました小委員会の内容について、小委員長の私から報告させていただきます。

資料3でございますがこれが小委員会の資料でございます。これらは過去の委員会において資料として示されたものと同じものです。

まず小委員会では、あまごの発眼卵放流は、種苗放流と比べても効果的であることから目標増殖量の対象とする方向で審議をすすめることを冒頭に確認しました。

すでに目標増殖量の取扱方針では、種苗放流以外の増殖措置の評価の1つとして、あゆ

の人工ふ化を認めており、種苗放流量への換算方法も示されています。あまごもあゆに準じた換算方法を作成したいと考えています。

資料にある論文は、発眼卵放流は種苗放流と比べ2.68倍の効果があるとあります。三重県の河川において、この数字があてはまるのか、群馬県の例のように「卵何粒で稚魚1尾と換算する」としてはどうかなど、意見が出されましたが、今後他県の状況を調査して、事務局で取扱方針の改正案のたたき台を作成し、それをもとに第2回の小委員会を開催して改正案を検討していくことになりました。

その他、出された意見としては、発眼卵放流は、効果的であるものの、適さない河川や場所等があるので注意喚起が必要であり、経験のない漁協には、発眼放流について取組実績のある漁協への視察や発眼卵放流経験者からの技術指導が必要ではないか。などの意見が出されました。

私からは以上です。

#### ○浅尾会長

ありがとうございました。ただいま大瀬小委員長から報告があったとおり、出された意見や課題等をもとに、事務局でたたき台を作成するとともに、小委員会を再度開催し、取扱方針の改正案を作成することになりました。

このような経過ですがなにかご意見、ご質問等ございませんか。

#### ○委員

(意見なし)

#### ○浅尾会長

ご意見ないようですので、再度小委員会を開催して、次回の本委員会に提案させていただきます。

それでは、その他事項(1)「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局(葛西主査)

先ほど2回目の小委員会で目標増殖量の取扱方針(案)を作成していくことが報告されましたので小委員会を7月、次回の内水面漁場管理委員会を8月頃に予定しています。

委員会の時間は午前10時から、場所は内水面漁場管理委員会委員室です。

議題として「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」、そして先日開催されました「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会の報告」を予定しております。

後日、小委員会及び内水面漁場管理委員会の日程につきまして、メールでご都合をお伺いしますのでよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明になにかご意見等ございませんか。  
なければ、以上で本日の議案審議は終了しました。  
これをもちまして、委員会を閉会いたします。